

王子税務署からのお知らせ

手続についてのご案内

➤ 確定申告書を税務署に提出していない方

ワンストップ特例が無効等になった場合において、ふるさと納税（寄附金控除）の適用をするためには、所得税等の**確定申告書**の提出が必要になります。

なお、確定申告書は、ご自宅から**スマホ、タブレット**又は**パソコン**と**マイナンバーカード**を利用して、国税庁ホームページの「**確定申告書等作成コーナー**」で作成・送信（提出）することができます。

➤ 確定申告書を既に税務署に提出した方

医療費控除などで確定申告を行う場合には、ワンストップ特例の申請をしたふるさと納税（寄附金控除）も含めて申告をする必要があります。

確定申告書を既に税務署に提出した場合には、所得税等の**更正の請求書**の提出が必要になります。

なお、更正の請求書も、ご自宅から**スマホ、タブレット**又は**パソコン**と**マイナンバーカード**を利用して、国税庁ホームページの「**確定申告書等作成コーナー**」で作成・送信（提出）することができます。

【留意事項】

- 税務署にて相談・作成を希望する方は、**必ず電話で事前予約**をした上で税務署にお越しく下さい。

なお、事前予約はかなり先となる場合がありますので、是非「**確定申告書等作成コーナー**」をご利用ください。

- 「確定申告書」又は「更正の請求書」は、**現住所を管轄する税務署**に提出してください。

e-Tax送信に必要なもの

- 1 スマホ・タブレット又はパソコン
- 2 マイナンバーカード
- 3 マイナンバーカード発行時にご自身で設定したパスワード（2種類）
 - 利用者証明用電子証明書（数字4桁）
 - 署名用電子証明書（英数字6文字以上16文字以下）



【留意事項】

税務署で相談・作成を希望する場合にも、原則、これらのものは必要になります。

二次元コード

(確定申告書等作成コーナー)



- **確定申告書**を作成する場合【①】
「作成開始」を選択
- **更正の請求書**を作成する場合【②】
「提出した申告書に誤りがあった場合」を選択



(ふるさと納税に係る更正の請求書の作成例)



国税に関するご相談

タックスアンサー

よくあるご質問に対する回答を税金の種類ごとに検索可能



*タックスアンサー
← 詳しくはこちら

チャットボット

ご質問を入力・選択いただければ、AIを活用した「税務職員ふたば」がお答えします

税務職員
ふたば



*チャットボット
← 詳しくはこちら

一般電話相談

国税相談専用ダイヤル

0570 - 00 - 5901

※受付時間 平日8:30~17:00
(土日祝日及び12月29日~1月3日を除く。)

王子税務署 (事前予約相談の問合せ先)

王子税務署 個人課税部門 03 - 3913 - 6211